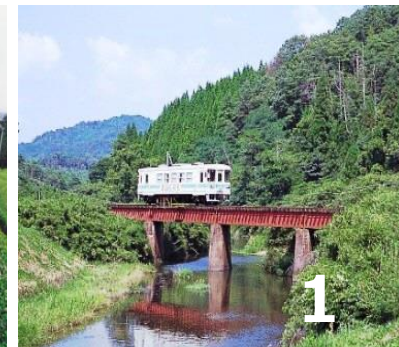




地域リーダーの皆さまとの 意見交換会

～ 持続可能な住民自治に向けて ～

つながる地域の
ラウンドテーブル



今年のテーマ

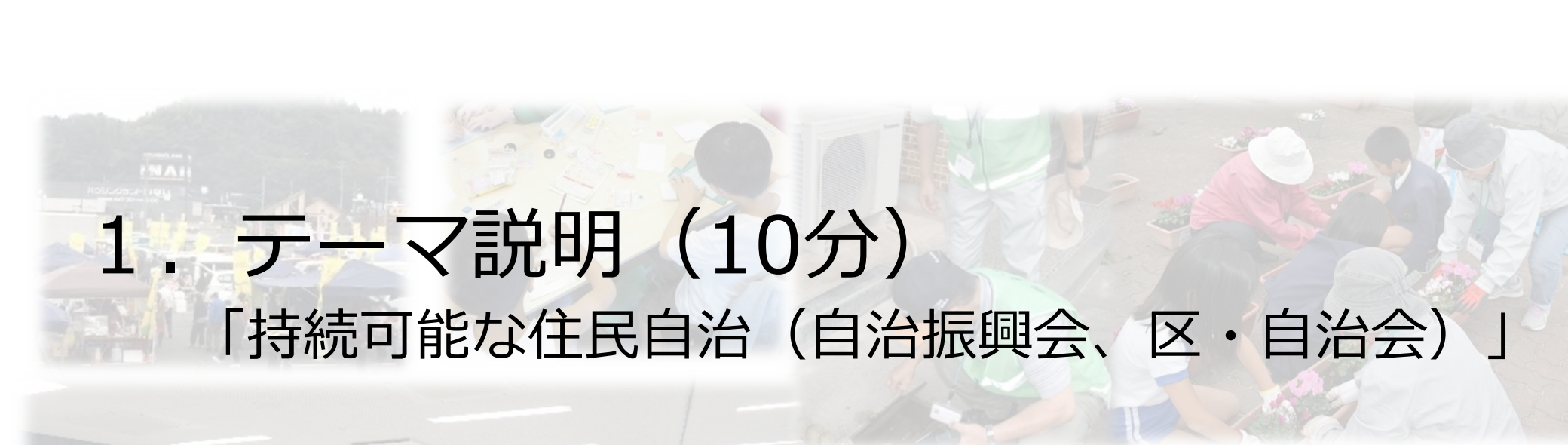
持続可能な住民自治に向けて

- コロナ禍において「ひと」と「ひと」の出会いや、地域活動、福祉活動の大切さをそれぞれが再認識されたことと思います。
- この機会に、自治振興会、区・自治会の必要性や、あり方について、改めて考えます。

情報共有
(横のつながり)

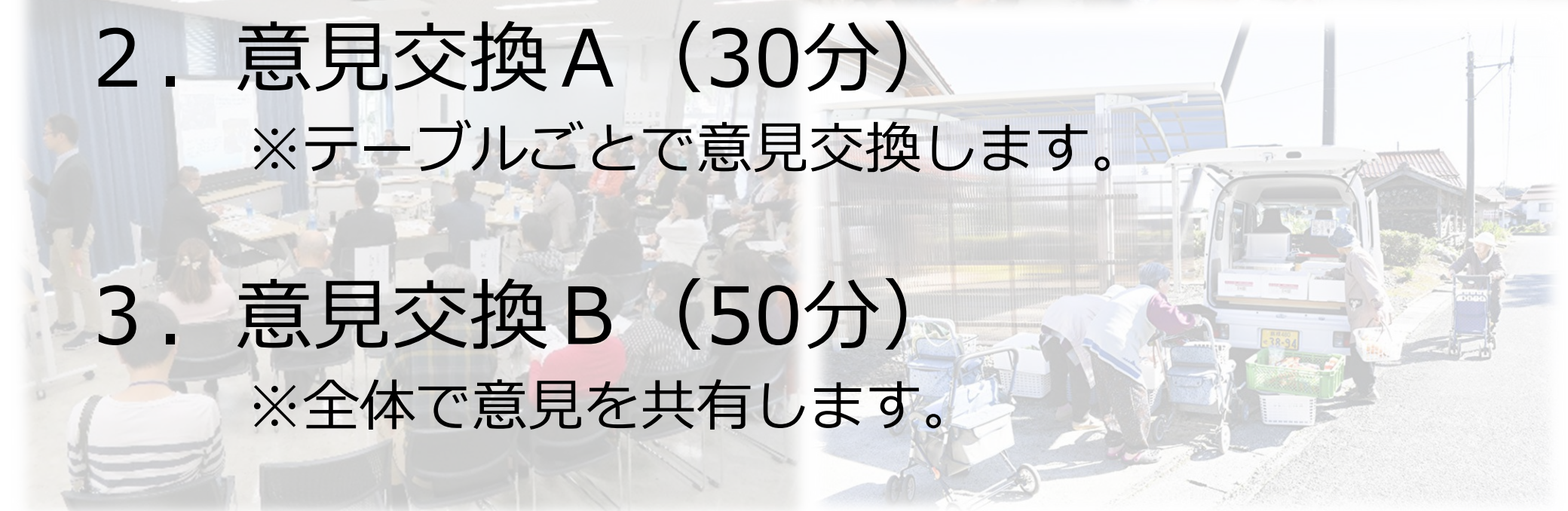


意見交換



1. テーマ説明（10分）

「持続可能な住民自治（自治振興会、区・自治会）」

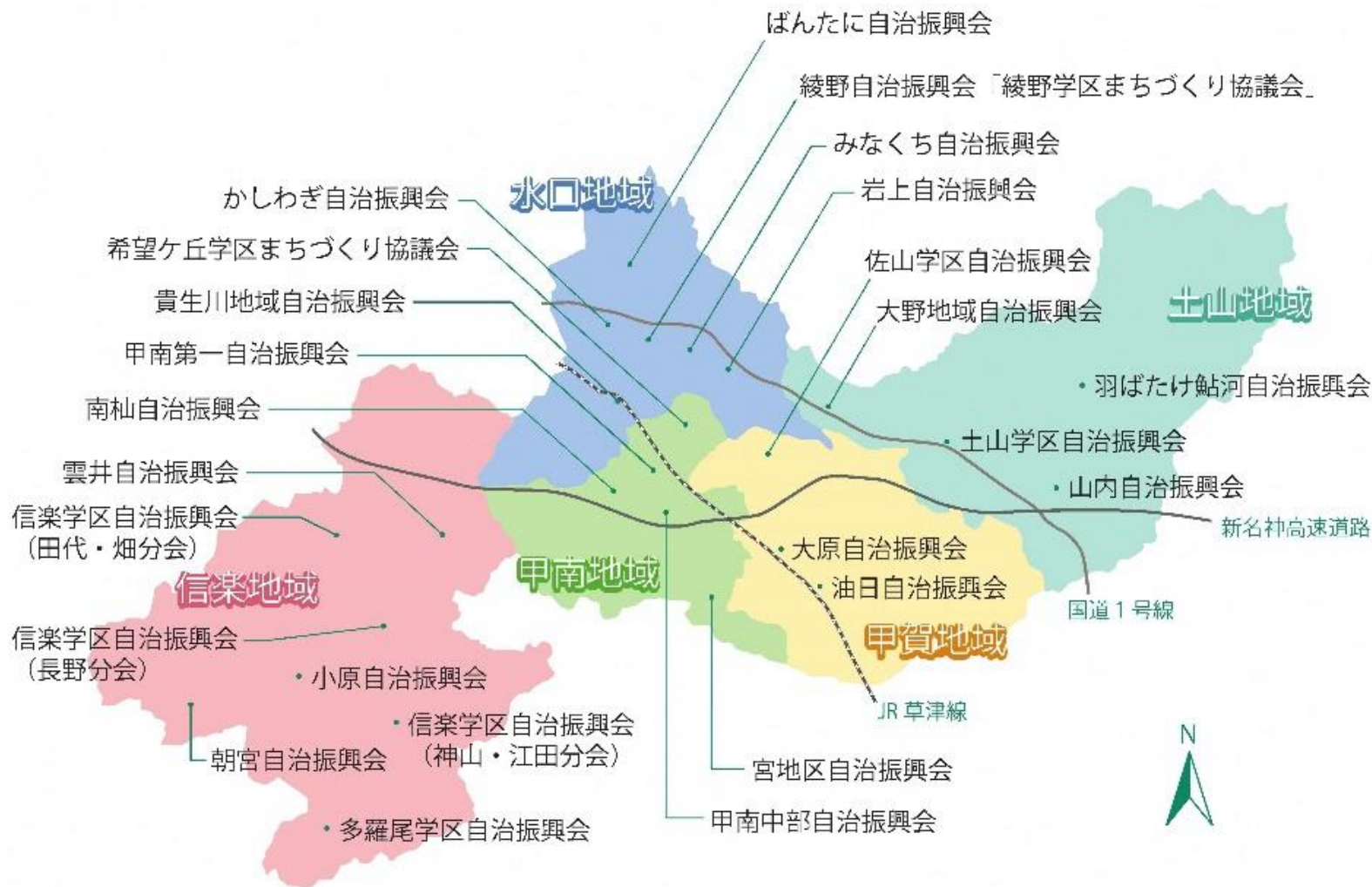


2. 意見交換 A（30分）

※テーブルごとで意見交換します。

3. 意見交換 B（50分）

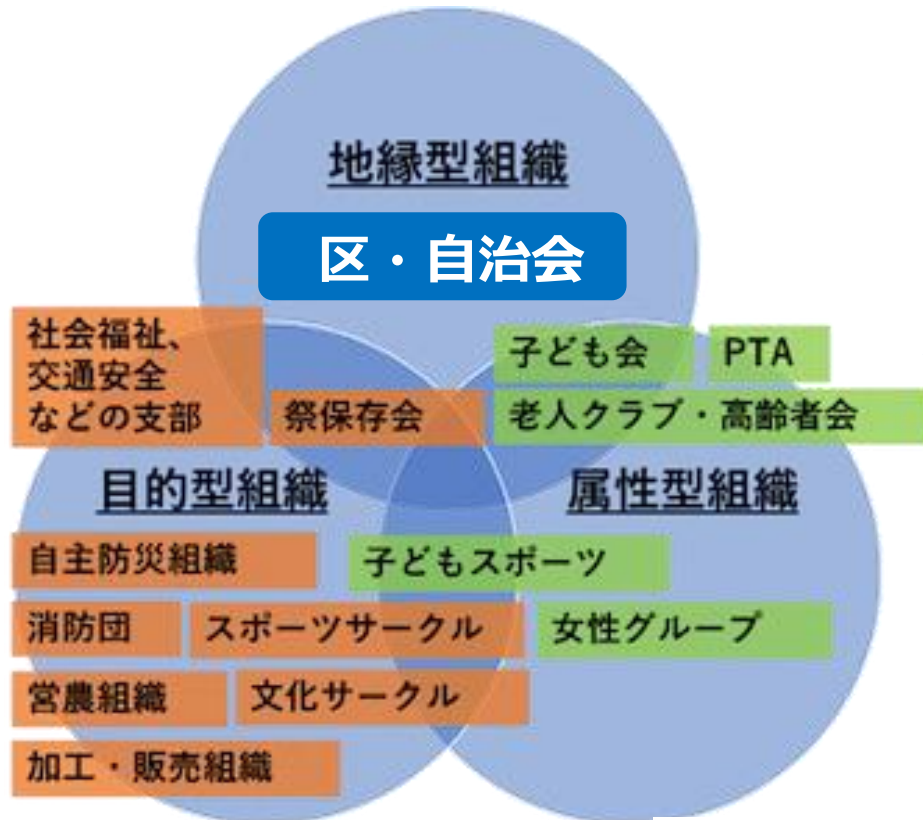
※全体で意見を共有します。



市内には **23の自治振興会** があります。
202の区・自治会

自治振興会とは・・・

地域の住民（＝個人＋団体）すべてによる
自治（＝決める＋担う）を
協議（≠独断・密議）しながら振興する会



協議体
プラットフォーム
ラウンドテーブル
さまざまな呼び方があります

区・自治会とは・・・

近隣、集落程度の範囲で、相互扶助や暮らしやすい地域をつくっていくため、人のつながりを基にした自主的な組織

自治会、町内会活動

地域住民の交流
地域清掃、草刈り
伝統行事の開催
身近な地域の共同管理
高齢社会における見守り
大規模災害への備え
防犯灯、ごみ集積所の管理

ご近所の
見守り


財産管理

伝統文化
の伝承

個人では対応できない
課題解決に向けたご近所の
相互扶助の組織

行政からお願いしていること

- ①地域住民と行政との連絡役
- ②行政文書等の情報伝達



何がちがうの？

区・自治会

- 活動範囲は居住地周辺(ご近所)
- 世帯主が中心（1世帯1票）
- メンバー制
⇒区・自治会への参加は強制ではない。
- 単年度（輪番制）で活動
- 行事（イベント）が中心
- 身近でまとまりやすい
- 常勤のスタッフはいない。
- 文書配布、組回覧などの強み

自治振興会

- 広域的（概ね小学校区）
- 一人ひとり（全員）が参加（1人1票制）
- エリア制
⇒自動的に参加している。誰でも参加できる。
- 中長期（複数年）で活動
- 課題解決（事業）が中心
- 多様性があり、まとまらない。
⇒合意形成に時間がかかる。
- 常勤のスタッフ体制がある。
- 情報伝達の手だてが弱い。

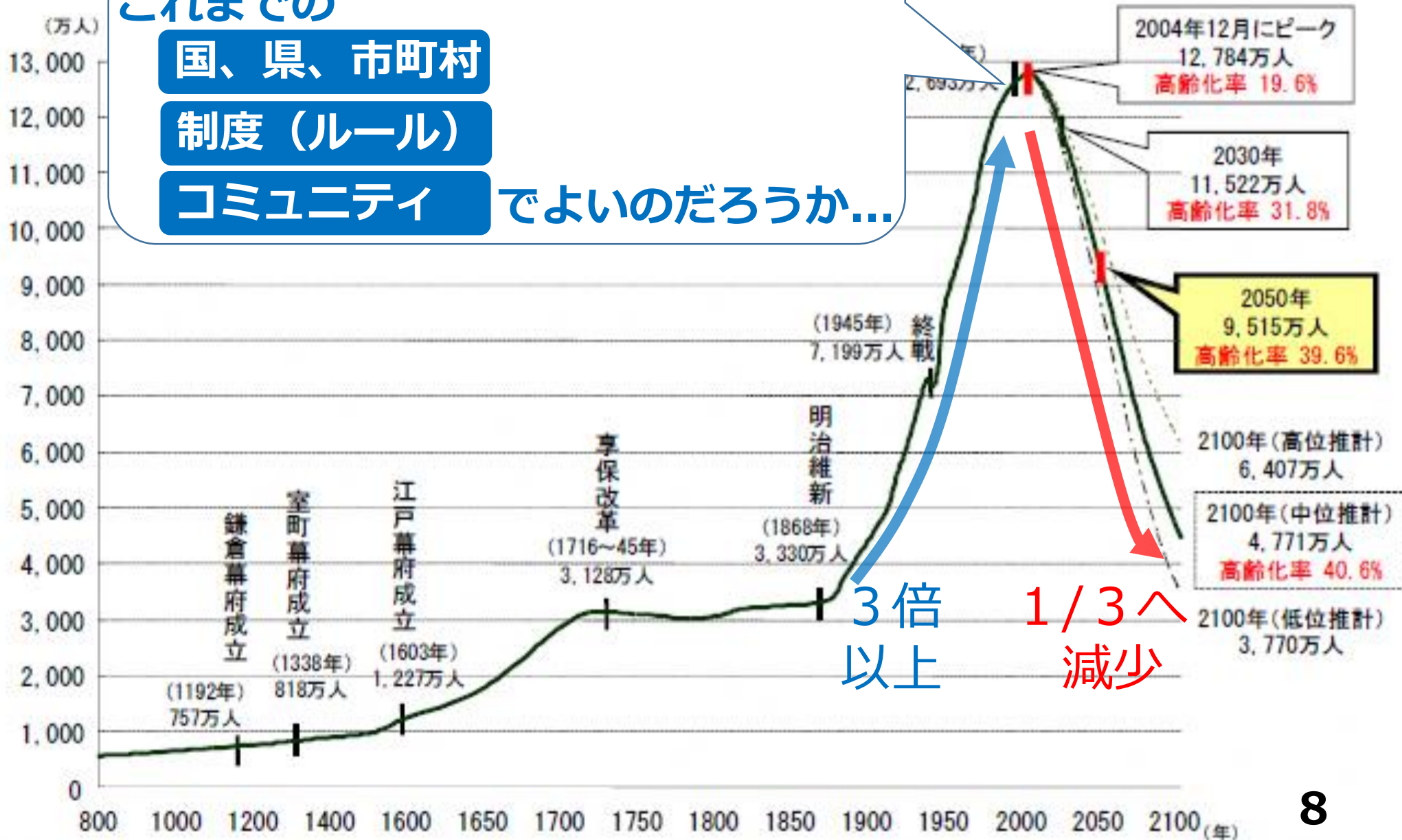
千年単位で見ても・・・極めて急激な減少

これまでの

国、県、市町村

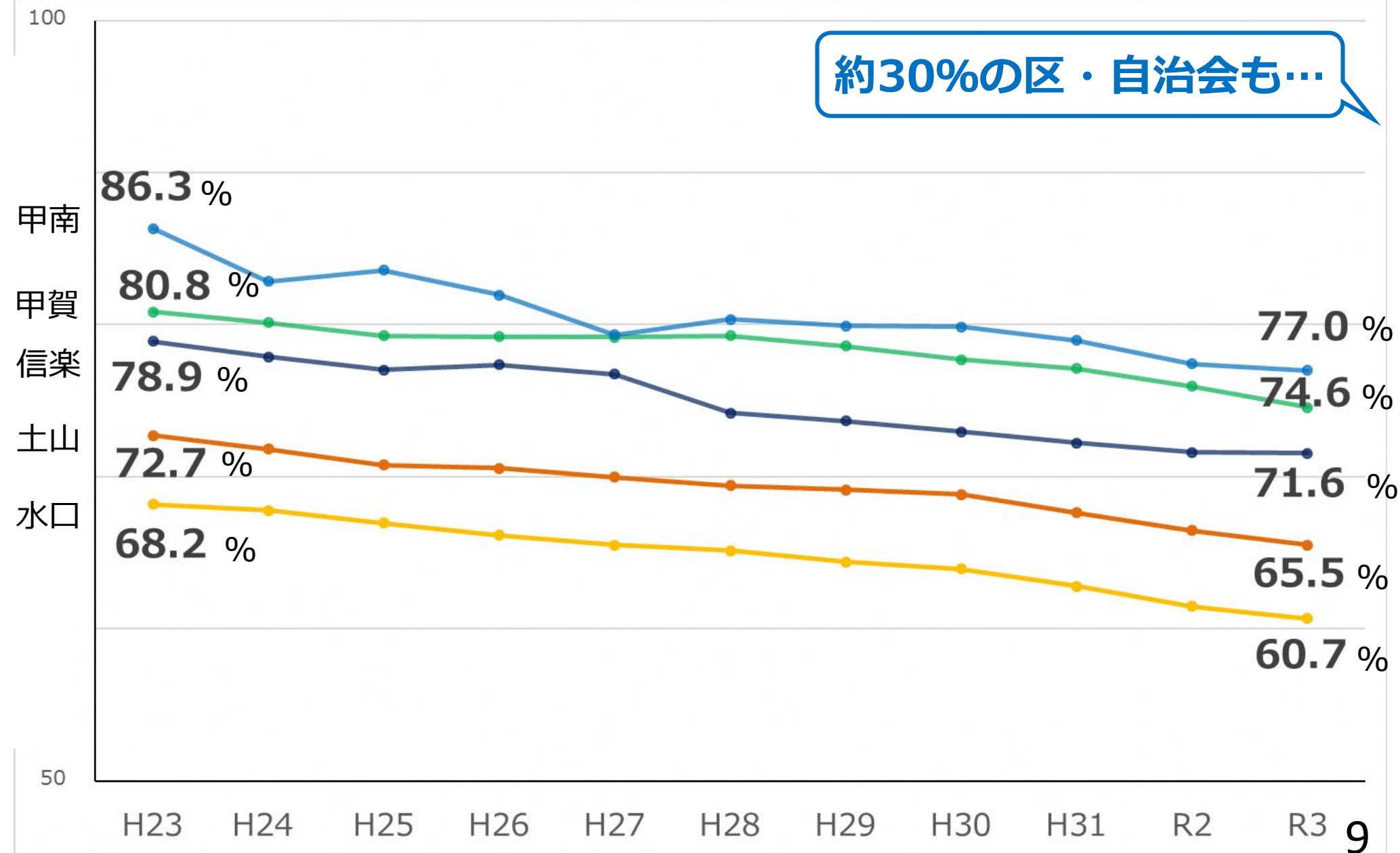
制度（ルール）

コミュニティ でよいのだろうか...



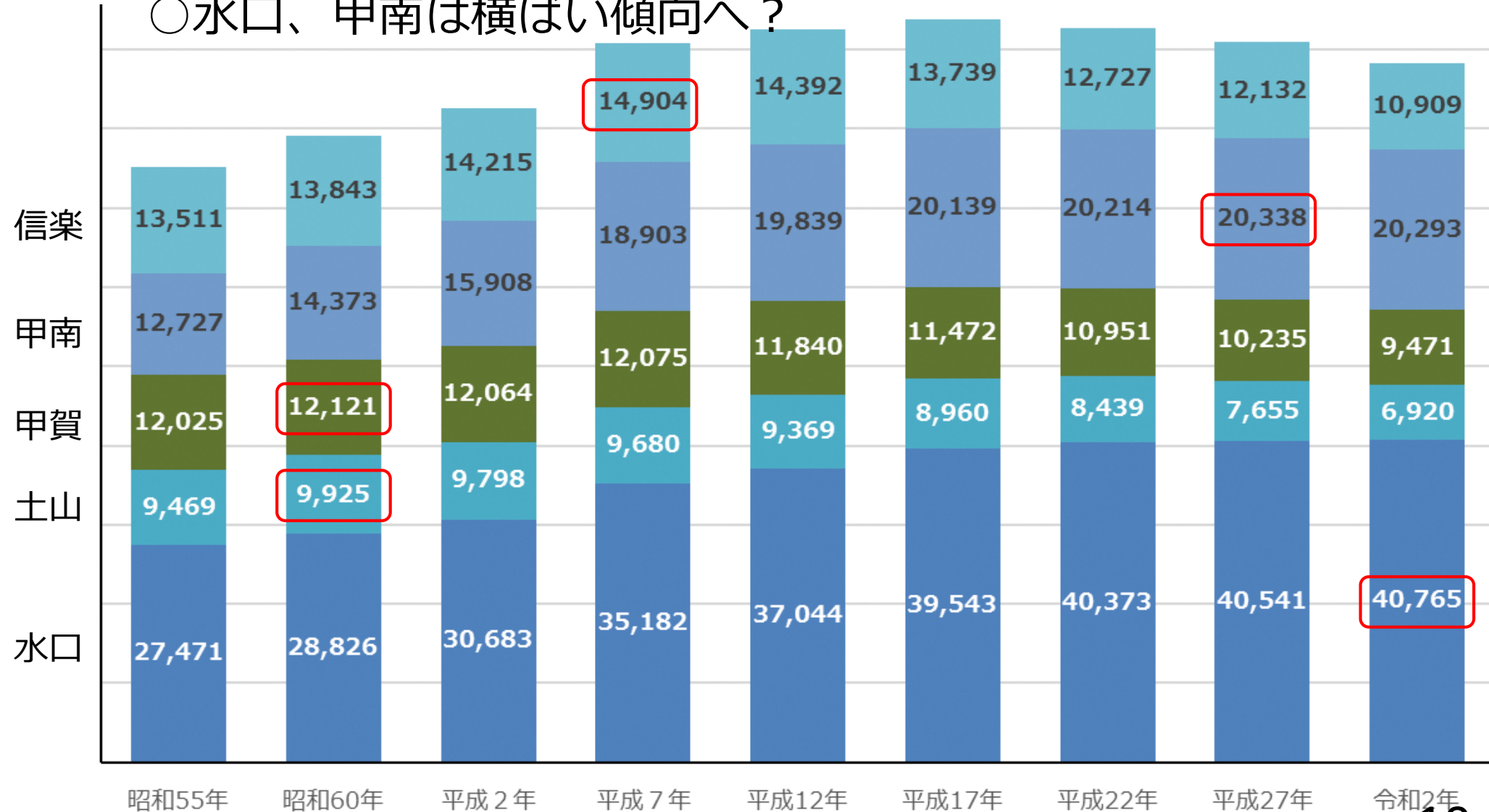
区・自治会 加入率

約30%の区・自治会も…



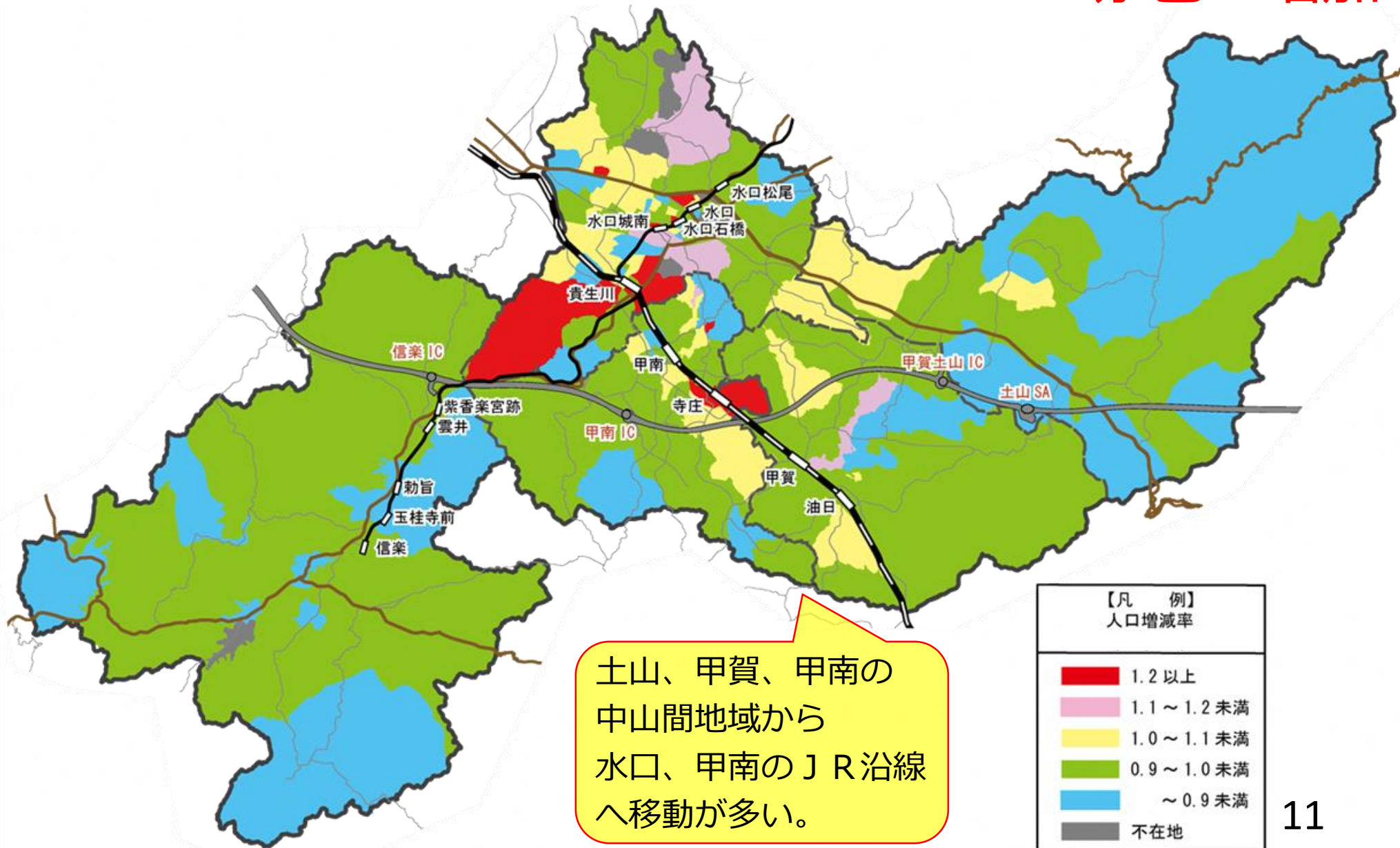
人口推移（地域別）

- 土山、甲賀は昭和60年、信楽は平成7年がピーク
- 水口、甲南は横ばい傾向へ？

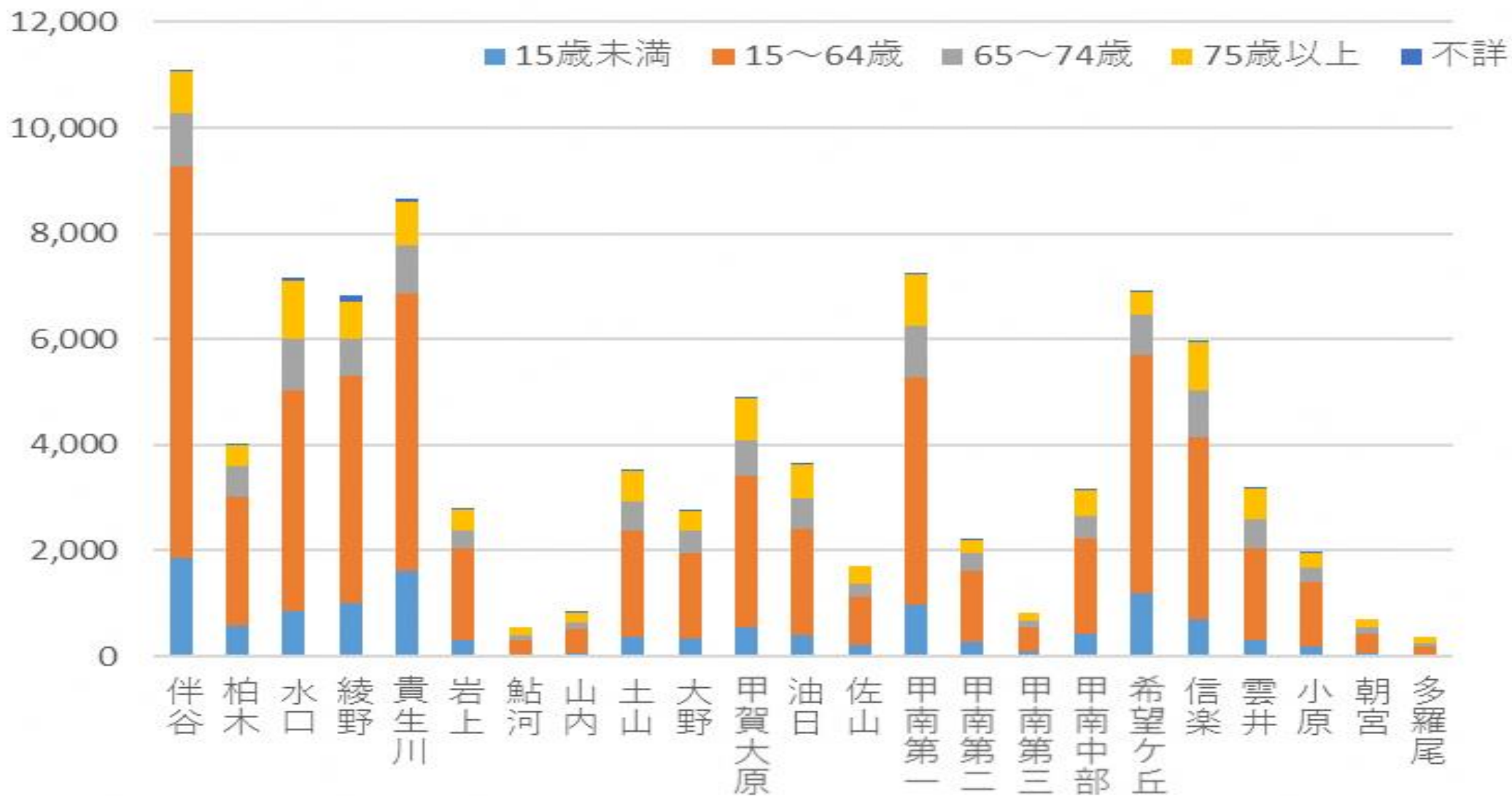


区、自治会別人口増減率

青色：減少
赤色：増加



各地域（学区別）人口



地域ごとの課題はさまざま

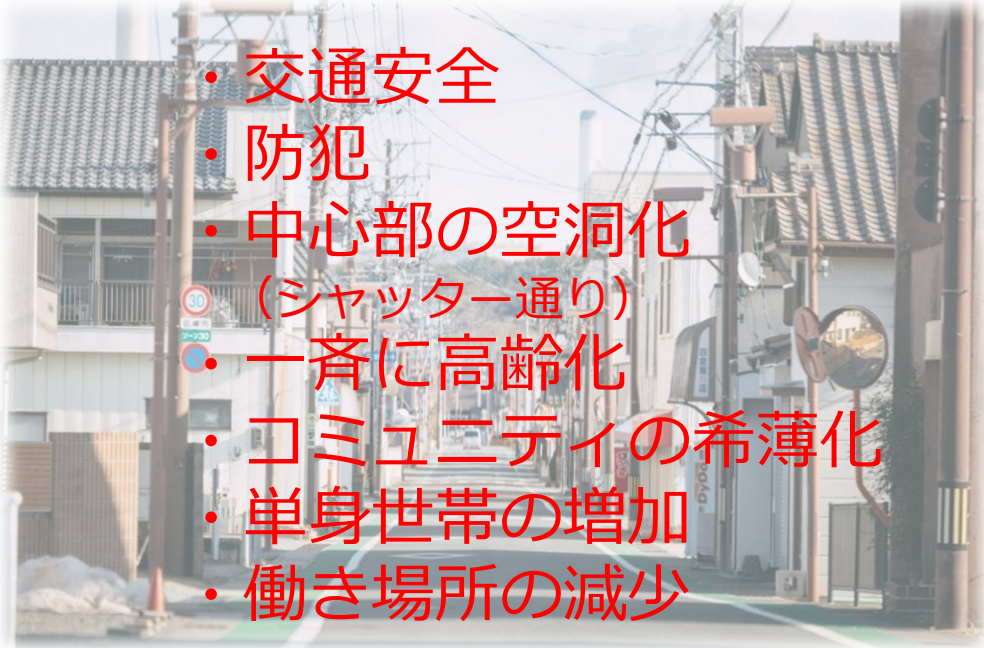


中山間地域

- ・耕作放棄地
- ・獣害対策
- ・買い物、移動困難
- ・空き家の増加
- ・高齢、単身世帯の増加
- ・森林の荒廃



市街地

- 
- ・交通安全
 - ・防犯
 - ・中心部の空洞化
(シャッター通り)
 - ・一斉に高齢化
 - ・コミュニティの希薄化
 - ・単身世帯の増加
 - ・働き場所の減少

市内一律の制度では限界…

小規模多機能自治組織 (自治振興会等「地域運営組織」)

(概ね小学校区という)

(各種団体や機関が分野横断し)

(市民参画、協働による)

小規模ながらも

様々な機能をもった

住民自治のしくみ

総務省調査・・・全国858市町村に7,207団体設置 (R5.3月時点)
まちづくり協議会、地域自主組織、自治振興会など、名称はさまざま

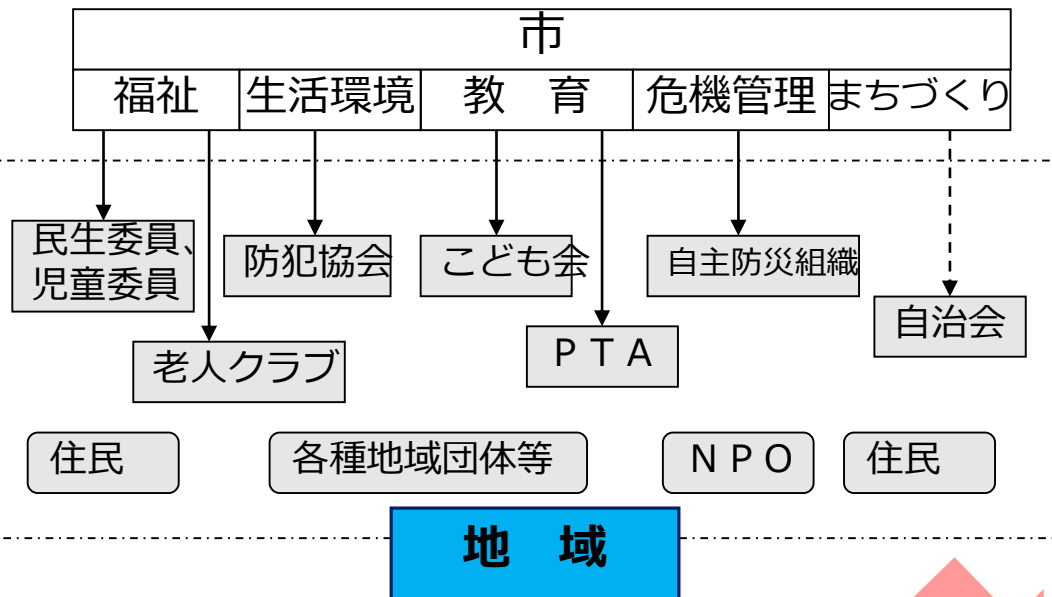
全国的に広がった背景

合併による広域化と行政の限界

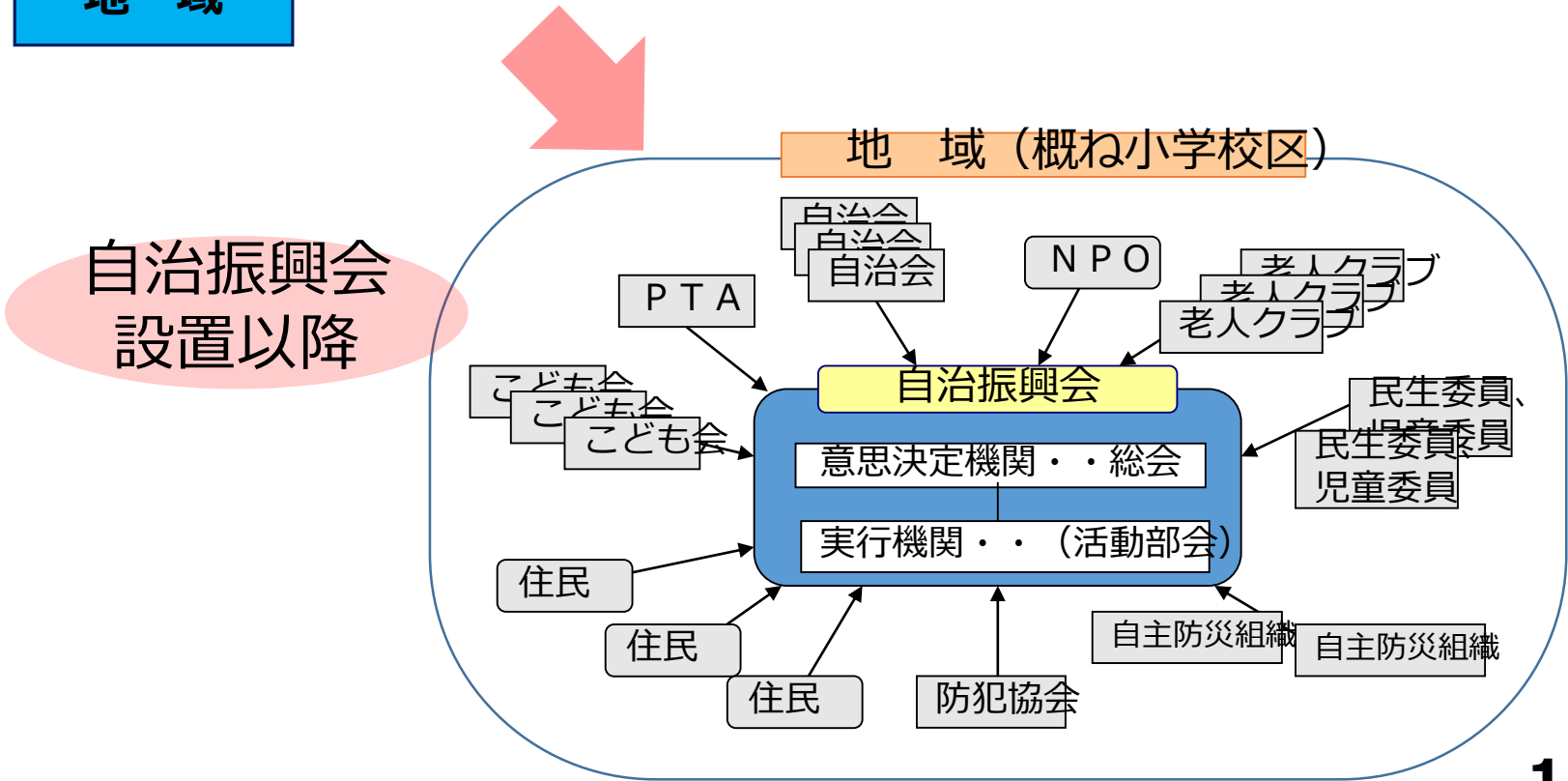
- 地域) 行政が遠くなった
- 行政) 一律公平な行政運営だけでは限界
- 多様な主体の参画が必要

■人口減少と少子高齢化

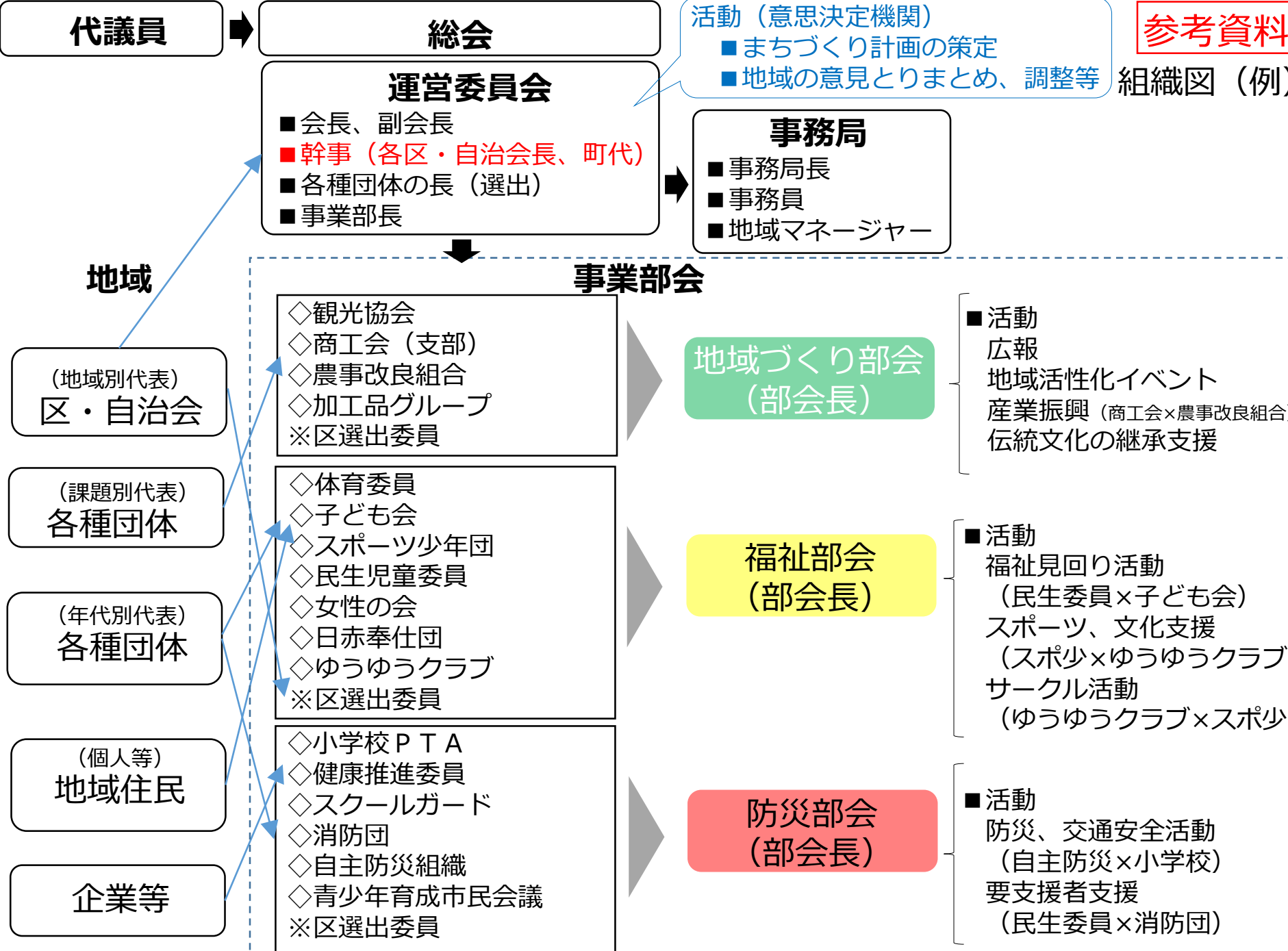
- これまでになかった課題に直面
- 「ひと」と「ひと」の絆が加速度的に減少
- 高齢者福祉、子育て、防災・防犯などニーズが多様化



自治振興会が始まるまで



自治振興会設置以降



平成23年度より

「自治振興会によるまちづくり」がスタート

自治振興会に期待する取り組み（平成23年当時）

- ☑ 子ども、高齢者などの見守り活動
- ☑ 高齢者の移動支援（医療機関やスーパーなどへの移送）
- ☑ 若者の定住促進、結婚促進
- ☑ 空家の活用
- ☑ 移住者の受け入れ体制づくり
- ☑ 避難所運営の訓練
- ☑ 地域内の人材を活用した生涯学習の機会提供
- ☑ 特産品販売（発信）などコミュニティビジネス
- ☑ 「指定管理」を受けて地元の公共施設管理 など

10年が経過して多くの課題が…

課題解決のはずが
イベント型へ…



⇒役職や行事が増えただけ…

⇒自治振興会と区・自治会が同じイベント？

自治振興交付金の内訳

①基礎交付金

75歳以上の高齢者（敬老会）、防犯灯やごみステーション、消防機材の維持管理、自主防犯活動 など

②区活動交付金

区長協力事務費、行政文書の配布

③事務加算金

事務局員の賃金など事務経費

④事業加算金

安全・安心、防災、人権、福祉、環境など独自事業に活用

自治振興交付金が
有効活用できていない…

⇒当初の「期待」が共有できていない…

⇒自由に使ってよい？ルールがあいまい？

市民参画・協働推進
検討委員会

自治振興会のあり方 「7つの提言」

自治振興交付金の使い方 ※特に事業加算金

1. 市民要望の把握及び活動の周知

- ①住民アンケートの実施
- ②住民広報紙の発行
- ③自治振興会のホームページの作成

2. 住民同士の交流促進

- ①住民運動会（レクリエーション）の開催
- ②ふれあい祭りの開催
- ③高齢者ふれあいサロンの開催

3. 安全・安心な地域づくり

- ①児童・生徒の登校・下校時の見守り
- ②防犯パトロール
- ③自主防災組織の立ち上げ
- ④防災訓練の実施
- ⑤災害時要援護者の把握調査
- ⑦防災、防犯マップの作成
- ⑧飛出し坊や、カーブミラーの新設/修繕

4. 保健・福祉の増進

- ①高齢者、障がい者のライフサポート
- ②ひとり暮らし高齢者の安否確認
- ③高齢者配食サービス
- ④健康教室・健康増進セミナーの開催
- ⑤介護予防のための料理等の教室
- ⑥乳幼児預かり事業

5. 生活環境の改善

- ①道路、公園等の草刈、清掃
- ②公園等の管理、草刈
- ③花壇整備、植栽活動
- ④公共物の落書き消去
- ⑤ごみの分別収集促進
- ⑥里山保全活動
- ⑦ペットのマナー啓発
- ⑧鳥獣害対策

6. 教育・文化の振興

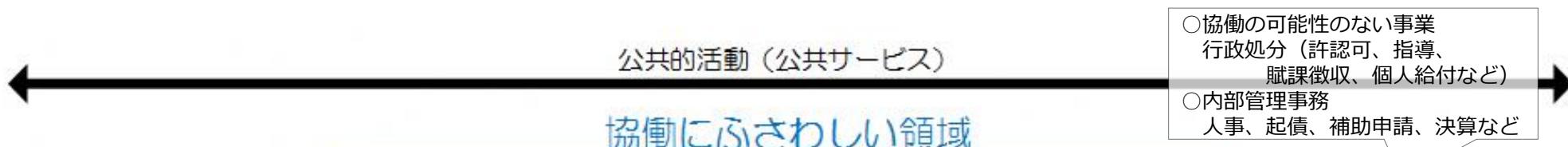
- ①子どもへの伝承教育
- ②放課後児童教育
- ③青少年非行防止夜間巡視
- ④芸術鑑賞事業
- ⑤地域文化祭の開催
- ⑥学童保育の開設

7. その他

- ①コミュニティビジネス
- ②名所等の保存
- ③道路の補修等
(地域住民の力で行う活動)

「地域づくり計画」と「地域別グランドデザイン」

- 交付金は「地域の課題解決」に活用できる公的資金として、各種補助金を統合したもの。
- 交付金（1億6千万円）は、自治振興会ごとの「地域づくり計画」に基づいて交付。



【A】 市民主体 民間主体	【B】 市民主導 民間主導	【C】 対 等 市民・行政	【D】 行政主導	【E】 行政主体
市民が、主体性と責任をもって行う領域	市民の主体性のもと、行政の協力によって行う領域	市民と行政が、それぞれ主体性のもと、連携・協力して行う領域	行政の主体性のもと、市民の参加・協力を得ながら行う領域	行政が、主体性と責任をもって行う領域

現在の「地域づくり計画」

めざす「地域づくり計画」（＝地域別グランドデザイン）

**【A】 市民主体 ～ 【D】 協働
一緒に解決できることはもっとあるはず**

協働による役割分担（例）

区・自治会 空き家の発見、所有者への働きかけ

自治振興会(広域) 情報のリスト化、移住者相談

市役所 都市部への情報発信、法的なアドバイス
財政支援

区・自治会 移動困難者の把握、見守り

自治振興会(広域) 運転手確保、車両の保有

市役所 運輸局との調整、ルールの見える化
財政的支援

他市町では草刈り、除草作業、道路補修の例も

自治振興会制度の見直し

1. 交付金の運用方法 → 手引きに基づくルール of 徹底配分、算出方法、手引きの見直し
2. 範囲の見直し → 合併が可能に（概ね小学校区以上）
3. 区・自治会との関係の整理 → 区・自治会の参画を明確に
区の事務軽減(委員選出、文書配布)
4. 市民への周知、説明 → 名自治振興会の意義などの周知
名称の変更 → 「まちづくり協議会」
5. コミュニティ・ビジネスへの支援 → 事例の共有、協働事業の推進
6. 地域マネージャーの支援 → 「市雇用」 → 「地域雇用」へ
区・自治会も含めた地域支援
7. 市民センターの位置づけ → コミュニティセンターに変更
規制緩和、指定管理を可能に

自治振興会制度の見直しスケジュール（案）

	令和4年度 (2022年)	令和5年度 (2023年)	令和6年度 (2024年)	令和7年度 (2024年)
地域マネージャー の地域雇用		地域説明 雇用支援	開始	
コミュニティ センターへ変更 (指定管理)		地域説明 条例改正	希望する地域から 指定管理開始	
自治基本条例・行政 区設置規則の見直し		見直し案 確定	条例 規則改正	
交付金制度の見直し		見直し案 決定⇒説明	周知期間 (経過措置)	開始 (算定方式変更)

※防犯灯の管理、ゴミ出しルールなどの見直しも検討しています。

区・自治会、自治振興会 「自治」の大切なパートナーです

どちらも
大切！

今（現在）の課題に対応する

ご近所の
見守り

財産管理

伝統文化
の伝承

区・自治会
(地縁型)

自治振興会
(課題解決型)

防災

福祉

社会教育
(生涯学習)

行政

スケールメリットを活かして
地域共通の（未来の）課題に立ち向かう

- 「生命」と「財産」を守る市民サービス
（社会福祉、公共交通、道路、水道などのインフラ）
- まちづくり、地域（自治）活動を支援
自治のあり方をともに考え、ともに行動する
⇒地域のグランドデザインを一緒に考える。